



2026年5月19日

各 位

会 社 名 沖縄電力株式会社
代 表 者 代表取締役社長 横田 哲
(コード：9511 東証プライム・福証)
問 合 せ 先 総務部法務グループ長 松村 栄司
電 話 番 号 098-877-2341 (代)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第54回定時株主総会において、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化するとともに、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るため、上記株主総会においてご承認いただくことを前提として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することといたします（2026年3月24日お知らせ済）。

これに伴い、監査役会および監査役に関する規定の削除、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設、ならびにその他取締役に関する規定の一部変更など、所要の変更を行うものであります。

以上にあわせて、条数の整理等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	2026年6月26日（予定）

以 上

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> 4 会計監査人 <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>第6条の2</u>～<u>第9条</u> (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。 <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第19条 本会社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> (削除) 3 会計監査人 <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>第7条</u>～<u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は<u>取締役会から委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。 3 (現行どおり) <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、<u>取締役会又は取締役会から委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第20条 本会社の取締役は、<u>18</u>名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(選任) 第20条 (新 設)</p> <p>1 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その</p> <p>2 議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任) 第21条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の構成及び招集) 第22条 取締役会は、取締役をもって構成する。</p> <p>2 取締役会は、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の2日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の構成及び招集) 第23条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の2日前<u>まで</u>に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の権限)</p> <p>第24条 取締役会は、本会社の業務執行を決定するほか、法令又は定款に定める事項を行う。 (新 設)</p>	<p>(取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その<u>出席取締役の過半数</u>をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p>
<p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</p>	<p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</p>
<p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第28条 取締役会の決議によって、社長1名を置き、<u>なお副社長及び常務取締役各若干名</u>を置くことができる。</p> <p>2 社長及び副社長は、各自本会社を代表する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第29条 取締役会の決議によって、社長1名を置き、<u>なお副社長若干名</u>を置くことができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第29条 社長は、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を統轄する。</p> <p>2 副社長及び<u>常務取締役</u>は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。</p> <p>3 社長に事故があるときは、副社長が、社長、副社長ともに事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。</p>	<p>(代表取締役の業務執行)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 副社長は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(会長)</p> <p>第30条 取締役会の決議によって、会長1名を置くことができる。</p> <p>2 会長は、これを代表取締役とする。</p> <p>3 会長を置いた場合には、第13条、第14条、第22条及び第23条中の「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(会長)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会長を置いた場合には、第14条、第15条、第23条及び第24条中の「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(定員)</p>	
<p>第32条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任)</p>	
<p>第33条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期)</p>	
<p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の構成及び招集)</p>	
<p>第35条 監査役会は、監査役をもって構成する。</p> <p>2 監査役会の招集通知は、会日の2日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	
<p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(監査役会の議事録)	
<p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</u></p>	(削 除)
(常任監査役)	
<p>第38条 <u>監査役会の決議によって、常勤監査役を置く。</u></p> <p>2 <u>監査役会の決議によって、常勤監査役の中から常任監査役を置くことができる。</u></p>	(削 除)
(監査役の責任免除)	
<p>第39条 <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<p>第5章 監査等委員会</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の構成及び招集)</p>
	<p>第33条 <u>監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p>
	<p>第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計算 第40条～第43条 (条文省略) (新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第35条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</u></p> <p><u>(常勤監査等委員及び常任監査等委員)</u></p> <p>第36条 <u>監査等委員会の決議によって、常勤監査等委員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の決議によって、常勤監査等委員の中から常任監査等委員を置くことができる。</u></p> <p>第6章 計算 第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>本会社は、取締役会の決議によって、第54回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

以上